

## 令和 7 年度 第 2 回 松本市健康づくり推進協議会 議事録概要

開催日時 令和 7 年 10 月 15 日(水) 午後 1 時 30 分から 2 時 15 分

開催場所 M ウィング 3-2 会議室

出席委員(敬称略)伊澤 淳 (信州大学)

長谷川 丈 (松本市医師会)

合屋 ゆかり(松本市歯科医師会)

岩間 英明 (松本大学)

飯澤 裕美 (長野県栄養士会中信支部)

太田 充子 (松本市食生活改善推進協議会)

菊池 美冬 (松本市校長会保健教育研究会養護教諭部会)

欠席委員(敬称略)廣田 直子 (松本大学)

本保 武俊 (松本薬剤師会)

### 1 開会

(司会 健康づくり課 神田課長)

### 2 小松保健所長挨拶

### 3 伊澤会長挨拶

健康づくり推進協議会は、市民の健康を高めていく活動として貴重な協議会。

喫煙は、日本人の健康寿命を損なう要因であり、直接命にかかる死亡原因となっている。この協議会を通じて、対策に努めてまいりたい。

### 4 協議事項

「松本市営葬祭センター敷地内への喫煙所設置および受動喫煙防止区域の指定について」

説明者 環境保全課 花村課長

#### 【松本市営葬祭センターの概要】

松本市営葬祭センターは、大正 15 年に開設。昭和 44 年度、平成 8 年度に全面改修。一般的に、火葬場は、市街地から離れた山間地に設置している場合が多いが、この葬祭センターは地元町会、地元地区からご理解をいただき、中心市街地に長年にわたり設置運営されている。

令和 6 年度に 1 基、人体火葬炉を増設し、現在 6 基の人体火葬炉を有している。令和 6 年度の実績は、人体火葬 3,056 件で、1 日当たり平均 8 件火葬。動物火葬炉については、年間 1,298 件を実施している。今後、人体火葬件数は増加し、令和 20 年度頃に火葬件数のピークを迎えることが予想される。

#### 【松本市葬祭センター喫煙所設置について】資料 1

松本市営葬祭センターは、令和元年の受動喫煙防止条例施行に伴い、敷地内全面禁煙となる。その結果、近隣での喫煙が問題となり苦情が寄せられた。

市は、チラシの配布や禁煙看板設置などの対策を講じたが、問題の抜本的な解決には至つ

ていない。

県内の火葬場 25 施設の調査では、禁煙が 5 施設、喫煙所設置が 20 施設。

### 【設置予定の喫煙所】

松本市受動喫煙防止対策ガイドラインで屋外に喫煙所を設置する場合の設置基準を確認

#### 1 設置位置

- (1) 建物の出入口など人の往来の多い道路、隣接する民家から半径 7m 以上離れている。
- (2) 施設利用者が通常立ち入らず、また窓がない場所である。

#### 2 指定喫煙所の指定施設構造(材質は松本城の指定喫煙所と同等のものを想定)

- (1) 構造物は横 3m、奥行き 2m、高さ 2.1m のパーテーション型を予定
- (2) 構造物の出入口は、方向変換のためにクランクを作成する予定
- (3) 風向きは安定しており、煙は上昇すると予想される

#### 3 同時利用者の想定は 5 人(葬祭センター職員からの聞き取りとAI分析による)

#### 4 指定喫煙所の規模設定は、6 平方メートル

### 【指定喫煙所の管理】

平成 17 年度から指定管理者制度を行っており、常駐の職員(指定管理者)が管理を行う予定

「松本市受動喫煙防止条例およびガイドライン・受動喫煙防止区域」 資料2・3

説明者 事務局

### 【松本市受動喫煙防止条例・松本市受動喫煙防止対策ガイドライン】

松本市受動喫煙防止に関する条例は、市・市民等及び事業者が協力し合い、未来を担う子どもたちに誇れる受動喫煙のない美しいまちづくりを推進することで、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、令和元年 7 月に施行された。

本条例第 8 条第 1 項で、市長は受動喫煙の防止を図るため、別に定める区域を受動喫煙防止区域として指定することができると規定し、また、第 3 項で、市長は必要があると認めたときは、受動喫煙防止区域内、又はその周辺において、受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた喫煙をすることができる場所(指定喫煙所)を指定することができると定めている。

また、本条例の施行に合わせ、受動喫煙のないまちづくりを進めるための指標として、受動喫煙防止対策ガイドラインが策定されている。

基本方針で、市の公共施設における受動喫煙防止対策として、多数の者が利用する市所管施設は原則、敷地内禁煙としているが、ガイドラインに基づき指定喫煙所を設置することができる設置基準を定めている。今回の葬祭センターは、その他市長が必要と認めた施設にあたる。また、指定喫煙所を設置する際には、屋外に喫煙所を設置する場合の設置基準等に沿った適切な設置と管理をしなければいけないとしている。

葬祭センターの喫煙所設置予定については、本ガイドラインの設置基準に沿った、適切な設置と管理ができる計画となっている。

今後の予定として、令和8年度に喫煙所の設置を検討しており、設置後に、葬祭センター敷地内を受動喫煙防止区域として指定し、設置された喫煙所を指定喫煙所として供用開始することになる。

#### 〈質疑応答〉

委員：屋根が開放型ということだが、雨天でも利用者がいると考えられる。中で傘はさせるような広さがあるか。

事務局：傘をさして入るスペースがある。

委員：上部が開いていると、においがあるのは事実だと思うが、においに関しては、受動喫煙とは捉えていないのか。

事務局：においの程度は、実際使ってみないと分からない部分もあるが、その周辺は霊園になっている。壁の高さが2.1mあり、その壁の下10センチ空間を開けることになっており、その下から空気を取り入れて、上に上げる構造となるため、喫煙所周辺のにおいは問題ないと思われる。上にある霊園への空間距離は十分にあり、ガイドライン上の基準も満たしているため、煙とにおいは十分に拡散されて影響はほとんどないという認識である。

会長：喫煙所を設置した後に清掃等の管理が十分でないと、衛生上や保安上のリスクが生じる懸念がある。当該施設には指定管理者があるようですが、内部の点検や管理について既存の喫煙所の管理状況とともに説明をいただきたい。

事務局：松本駅広場のコンテナは、空気清浄機が設置されており、清掃については、朝と夕方の1日2回灰皿と施設の清掃を行い、月に1回全面清掃を行っている。空気清浄機は月に1回フィルター交換と点検を行っている。松本城は、1日1回、灰皿と施設の清掃を行い、基本的に両方とも365日対応している状況である。

松本市営葬祭センターは、指定管理者が定められており、施設を運営する職員が常駐をしており、何かあればすぐ対応できるという状況でもあり、清掃や喫煙所の管理は指定管理者に委託して実施される予定です。

#### 〈意見交換〉

委員：喫煙は法律上違法ではないため喫煙者の権利を考慮する必要があるが、受動喫煙は問題である。この矛盾をいかに調整するかは難しい。市の取り組みに協力したい。今後、高齢化に伴い喫煙者の割合は減少し、喫煙関連の問題も減少するとは思うがなくなることはない問題だと考える。

委員：喫煙者は減少しているが、加熱式たばこが増加している。加熱式たばこ利用者からは「紙たばことは異なり、においがなく煙が出ない」という主張があるが、實際にはニコチンやタールなどを含有する加熱式タバコが多く、受動喫煙のリスクが考えられる。加熱式タバコを吸引する際に、紙タバコの煙とにおいを避けるために、喫煙所を利用しない場合もあ

る。紙たばこ喫煙者が減少すれば状況が変わる可能性もあるが、加熱式たばこと紙たばこを区別した対応があればよいと考える。

**委員**：基本的には敷地内禁煙が理想だが、現状を踏まえると喫煙所設置もやむを得ない。懸念は、利用者が想定の5人を超えた場合、喫煙所周辺や他の場所での喫煙が考えられることである。常駐職員による周辺管理をいかに行うか。

**事務局**：コロナ流行以降、葬儀の参列者は約20人程度であり、うち喫煙者は多めに想定して5人ですが、現地での喫煙者の状況について確認します。加熱式タバコの方も喫煙所を利用することとし、混雑する場合には順番に秩序ある利用を促す予定とします。

**委員**：葬儀参列時、喫煙者は待ち時間のストレスで喫煙したくなるのだと思う。観光地では全面禁煙が望ましいが、葬祭センターは異なる。子どもへの影響を考慮すると分煙は必要であり、喫煙所の設置は利用者にとってありがたい。ただし、同時利用5人の想定は少ないのではないか。親戚が集まる場合、複数人で喫煙しながら会話することが想定される。

**委員**：こういった場所に指定喫煙所ができるることは良い。待ち時間での長時間利用も考えられるが、無秩序な喫煙は火災リスクが高い。喫煙所の設置により安全が確保される。

**委員**：喫煙所は禁煙支援と繋がる唯一の接点である。相談窓口や禁煙外来への2次元コード等を配置し、喫煙者が禁煙を選択できる環境づくりが望ましい。

**会長**：喫煙所から禁煙への橋渡しができることが理想的である。今回の指定喫煙所設置については、必要性があり賛成である。ただし、現状では喫煙所設置に予算が優先される傾向があり、禁煙対策への予算配分が限定期である。駅前コンテナで動画等の情報提供を行っているため、新しい喫煙所にも何らかの取り組みを希望する。禁煙対策を継続的に推進し、情報提供を更新することを求める。

また、この協議会は春秋年2回の開催であり、定期的に禁煙対策を協議する時間を設けてはいかがか。ご検討願いたい。

**事務局**：受動喫煙防止と禁煙対策は両輪で推進する必要があると認識しています。新しい喫煙所内に掲示物の配置を環境保全課と協議します。加熱式たばこにはニコチンとタールやその他の有害物質を含有する製品が多いため、現状では同じ喫煙所を利用していただく予定ですが、加熱式たばこの利用増加に応じてその専用区域の設置も検討課題とします。

同時利用者について、現在5人を超えない想定していますが、状況によっては指定管理者が利用者に待機を呼びかけることで対応します。今後、状況を見ながら柔軟に対応いたします。

**保健所長**：指定喫煙所は喫煙者のための施設ではなく、受動喫煙防止が目的であることをご理解願いたい。喫煙者以外の者が喫煙による煙の被害から守られることが本質です。喫煙による煙は化学物質を含むガスであり、これをいかに避けるかが重要です。

最終的には禁煙が目標ですが、その過渡期において煙の存在を最小化することが現実的です。加熱式たばこに関する知識が増えており、今後の情報確認が必要です。物理的には加熱式たばこも蒸気ガスを発生させており、完全に無害ではありません。しかし、

利用者の多くが「他人に迷惑をかけない」という認識で加熱式に変更しており、その誤解をいかに正すかが課題です。

会長：委員の皆様からのご意見をまとめると、設置に反対する意見はなく、賛成をいただきました。

設置の趣旨は非喫煙者を守ることですが、同時に喫煙者の禁煙支援も推進してください。加熱式たばこについても、喫煙者以外を守る原則に従って喫煙・受動喫煙対策に含める必要があり、利用者の誤解を招かぬよう配慮してください。同時利用 5 人については、引き続き現地の状況を確認し、適切に管理してください。

## 5 閉会